

判決年月日	平成20年7月17日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成20年(ネ)10009号		
<p>刑事被告事件の公判期日において行なわれた証人尋問を傍聴した結果をまとめた記述(原告傍聴記)について、著作権法2条1項1号の著作物性を認めることができないとして、原告の控訴を棄却した事例。</p>			

(関連条文) 著作権法2条1項1号, 10条2項

1 原告は、東京地方裁判所で開かれた被告人堀江貴文に対する証券取引法違反被告事件の第4回公判期日において行われた証人尋問を傍聴した結果をまとめた記述(原告傍聴記)をインターネットを通じて公開したところ、第三者が被告の管理・運営する「Yahoo!ブログ」のうちの「Yahoo!ブログ・ライブドア被害者日記」と題するブログに上記証人尋問に関する記事(本件ブログ記事)を原告に無断で掲載した。

原告は被告に対して、本件ブログ記事が原告の原告傍聴記に対する著作権を侵害すると主張して、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)4条1項に基づき、本件ブログ記事の発信者の情報開示を求めるとともに、著作権法112条2項に基づき、本件ブログ記事の削除を求めた。

原判決は、原告傍聴記は著作権法2条1項1号の「著作物」に該当しないと理由により、プロバイダ責任制限法4条1項及び著作権法112条2項の適用はないとして原告の請求を棄却したので、原告が控訴を提起したのが本件事案である。

2 本判決は、以下のとおり説示して、原告の控訴を棄却した。

(1) 著作権法2条1項1号所定の「創作的に表現したもの」というためには、当該記述が、厳密な意味で独創性が発揮されていることは必要でないが、記述者の何らかの個性が表現されていることが必要である。言語表現による記述等の場合、ごく短いものであったり、表現形式に制約があるため、他の表現が想定できない場合や、表現が平凡かつありふれたものである場合は、記述者の個性が現われていないものとして、「創作的に表現したもの」とであると解することはできない。

また、同条所定の「思想又は感情を表現した」というためには、対象として記述者の「思想又は感情」が表現されることが必要である。言語表現による記述等における表現の内容が、専ら「事実」(この場合における「事実」とは、特定の状況、態様ないし存否等を指すものであって、例えば「誰がいつどこでどのようなことを行った」、「ある物が存在する」、「ある物の態様がどのようなものである」ということを指す。)を、格別の評価、意見を入れることなく、そのまま叙述する場合は、記述者の「思想又は感情」を表現したことにならないというべきである(著作権法10条2項参照)。

(2)ア 原告傍聴記における証言内容を記述した部分（例えば、「ライブドアの平成16（2004）年9月期の最初の予算である」「各事業部や子会社の予算案から作成されている」）は、証人が実際に証言した内容を原告が聴取したとおり記述したか、又は仮に要約したものであったとしてもごくありふれた方法で要約したものであるから、原告の個性が表れている部分はなく、創作性を認めることはできない。

イ 原告傍聴記には、冒頭部分において、証言内容を分かりやすくするために、大項目（例えば、「『株式交換で20億円計上』ライブドア事件証人・丸山サトシ氏への検察側による主尋問」）及び中項目（例えば、「証人のパソコンのファイルについて」、「判断は、堀江貴文（ライブドア前社長）が行っていた」）等の短い表記を付加している。しかし、このような付加的表記は、大項目については、証言内容のまとめとして、ごくありふれた方法でされたものであって、格別な工夫が凝らされているとはいえず、また、中項目については、いずれも極めて短く、表現方法に選択の余地が乏しいといえるから、原告の個性が発揮されている表現部分はなく、創作性を認めることはできない。

ウ 原告は、原告傍聴記は証人尋問の内容の一部をメモしたもの（本件ノート）に基づいて作成したものであり、本件ノートと対比すればその「分類」と「構成」に創意工夫がされているから、原告傍聴記に創作性が認められるべきであると主張する。そして、具体的には、原告傍聴記2の証人の経歴に関する部分は、主尋問と反対尋問から抽出していること、原告傍聴記1の「クラサワコミュニケーションズとの株式交換も計上していることを口頭で説明した」、「堀江被告は何も言わなかったが、分からないときは質問するので、説明を理解していたと思う」の記述及び原告傍聴記2の「大学卒業後、未来証券に新卒入社」、「個人投資家からの株式売買受託やベンチャー企業の資金調達に携わる」、「1年半弱で退社」の記述は、実際に証言された順序ではなく、時系列にしたがって順序を入れ替えたこと、原告傍聴記2において固有名詞を省略したこと等を創意工夫として例示する。

しかし、原告の主張する創意工夫については、経歴部分の表現は事実の伝達にすぎず、表現の選択の幅が狭いので創作性が認められないのは前記のとおりであるし、実際の証言の順序を入れ替えたり、固有名詞を省略したことが、原告の個性の発揮と評価できるほどの選択又は配列上の工夫ということとはできない。原告の主張は採用できない。

(3) 以上のとおり、原告傍聴記を著作物であると認めることはできない。

したがって、本件ブログ記事のウェブサイトへの掲載がプロバイダ責任制限法4条1項に該当するとはいえず、また、著作権侵害行為ともいえない。